



栃木県公報

令和5(2023)年
7月4日(火)
号 外
第46号

目 次

条 例

○栃木県手数料条例の一部改正	2
○栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例の一部改正	3
○栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正	4
○栃木県警察関係手数料条例の一部改正	6

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県手数料条例の一部改正（栃木県条例第25号）

- 1 児童福祉法施行令の一部改正等に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（別表第1関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例の一部改正（栃木県条例第26号）

- 1 栃木県ライフル射撃場に利用料金制度を導入するため、所要の規定の整備をすることとしました。（題名、第5条、第6条、第9条及び別表関係）
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正（栃木県条例第27号）

- 1 栃木県グリーンスタジアムに利用料金制度を導入するため、所要の規定の整備をすることとしました。（題名、第10条～第13条及び別表関係）
- 2 この条例は、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県警察関係手数料条例の一部改正（栃木県条例第28号）

- 1 道路交通法の一部改正に伴い、特定小型原動機付自転車運転者講習の講習手数料を新設することとしました。（第8条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

栃木県知事 福田 富一

次に掲げる条例をここに公布する。

- 1 栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 2 栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例
- 3 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例
- 4 栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

令和5年7月4日

栃木県条例第25号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
事 務	金 額	事 務	金 額
別表第1（第2条、第3条、第5条関係）			
1～55の4 略		1～55の4 略	
55の5 児童福祉法施行令第21条の規定に基づく内閣府令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査		55の5 児童福祉法施行令第21条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	
56～498 略		56～498 略	
499及び500 削除		499 削除	
		500 租税特別措置法施行令第20条の2第13項又は第38条の4第22項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査	31,000円
501 略		501 略	
502 租税特別措置法施行令第25条の4第17項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査		502 租税特別措置法施行令第25条の4第16項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査	
503～517 略		503～517 略	

<p>備考 略</p>	<p>備考 略</p>
<p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。 (文書学事課)</p>	
<p>栃木県条例第26号 栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例 栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例(昭和54年栃木県条例第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>栃木県ライフル射撃場設置及び管理条例 (利用料金) 第5条 利用者は、当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。 2 利用料金は、別表に掲げる基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。 3 指定管理者は、利用料金をその収入として收受する。 (利用料金の免除等) 第6条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。</p>	<p>栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例 (使用料) 第5条 利用者は、別表に定めるところにより、使用料を納入しなければならない。 2 前項の使用料は、規則で定めるところにより納入しなければならない。 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のーに該当するときは、知事は、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 利用者の責めに帰することができない理由により射撃場を利用することができなくなったとき。 (2) 利用の期日前7日までにその利用の取消しを申し出たとき。 (使用料の減免) 第6条 知事は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減免することができる。</p>
<p>第9条 略</p>	<p>第9条 偽りその他不正な手段によつて第5条第1項に規定する使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。 第10条 略</p>

別表 (第2条、第5条関係)

1 施設使用料

(1) 一般利用の場合

施設区分	利用者区分	使用料 (1人につき)
		基本料金 超過料金

略

備考

- 「基本料金」とは、3時間までの使用料をいい、「超過料金」とは、3時間を超えるときにその超える時間1時間までごとの使用料をいう。
- 括弧書の料金は、10人以上の団体が利用する場合の料金である。
- 専用利用の場合

施設区分	利用者区分	使用料	料
		午前9時から正午まで	午前9時から午後5時まで
			超過料金

略

備考

- 略
- 「超過料金」とは、やむを得ない理由により午前9時前又は午後5時後に専用利用をする場合の当該午前9時前又は午後5時後の専用利用の時間1時間までごとの使用料をいう。

2 附属設備使用料

区分	分	使用額
----	---	-----

略

別表 (第2条、第5条関係)

1 施設の利用料金の基準額

(1) 一般利用の場合

施設区分	利用者区分	基準額 (1人につき)
		3時間まで 超過時間 (1時間につき)

略

備考

- 「超過時間」とは、3時間を超えて利用する時間をいう。この場合において、当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げるものとする。
- 括弧書の利用料金の基準額は、10人以上の団体が利用する場合の利用料金の基準額である。
- 専用利用の場合

施設区分	利用者区分	基準額
		午前9時から正午まで 正午から午後5時まで 午後9時から午後5時まで
		超過時間 (1時間につき)

略

備考

- 略
- 「超過時間」とは、やむを得ない理由により午前9時前又は午後5時後に専用利用する時間をいう。この場合において、当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げるものとする。

2 附属設備の利用料金の基準額

区分	分	基準額
----	---	-----

略

附則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

栃木県条例第27号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例 (平成5年栃木県条例第4号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p style="text-align: center;">栃木県体育施設設置及び管理条例</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 利用者(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>第11条・第12条 略</p> <p>別表(第10条関係)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 栃木県グリーンスタジアムの利用料金の基準額</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 附属設備及び器具</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">基 準 額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後にメーキング</p>	区 分	基 準 額	略		<p style="text-align: center;">栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 栃木県グリーンスタジアムの許可利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 使用料は、前納とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第11条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第12条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第13条 利用者(栃木県グリーンスタジアムの許可利用者を除く。)は、当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>第14条・第15条 略</p> <p>別表(第10条、第13条関係)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 栃木県グリーンスタジアム使用料</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 附属設備及び器具</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">使 用 料</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後にメーキング</p>	区 分	使 用 料	略	
区 分	基 準 額								
略									
区 分	使 用 料								
略									

<p>ラウンド、サブグラウンド又は会議室を利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、午前9時前の利用にあっては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあっては午後5時から午後9時までにつき定められている利用料金の基準額の4分の1に相当する額に1.5をそれぞれ乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。</p> <p>4 高校生等以下の者がメイニングラウンド、サブグラウンド、会議室又は附属設備及び器具を利用する場合の利用料金は、この表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。</p> <p>5 入場料を徴収してメイニングラウンド又はサブグラウンドを専用利用する者が当該専用利用に際し会議室又は附属施設及び器具を利用する場合の利用料金は、この表及び前2項に定める額に2を乗じて得た額とする。</p> <p>4～8 略</p>	<p>ラウンド、サブグラウンド又は会議室を利用する場合の使用料は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、午前9時前の利用にあっては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあっては午後5時から午後9時までにつき定められている使用料の額の4分の1に相当する額に1.5をそれぞれ乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。</p> <p>4 高校生等以下の者がメイニングラウンド、サブグラウンド、会議室又は附属設備及び器具を利用する場合の使用料は、この表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。</p> <p>5 入場料を徴収してメイニングラウンド又はサブグラウンドを専用利用する者が当該専用利用に際し会議室又は附属施設及び器具を利用する場合の使用料は、この表及び前2項に定める額に2を乗じて得た額とする。</p> <p>4～8 略</p>
--	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(スポーツ振興課)

栃木県条例第28号

栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

栃木県警察関係手数料条例（平成12年栃木県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前															
<p>第8条 略</p> <p>2 県は、次の表の第1欄に掲げる者から、同表の第2欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第3欄に定める区分に応じ、1件につき（特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき）それぞれ同表の第4欄に定める額の手数料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">申請者</th> <th style="width: 25%;">手数料の種別</th> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 25%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	申請者	手数料の種別	区分	手数料の額					<p>(道路交通法に関する手数料)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 県は、次の表の第1欄に掲げる者から、同表の第2欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第3欄に定める区分に応じ、1件につき（特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき）それぞれ同表の第4欄に定める額の手数料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">申請者</th> <th style="width: 25%;">手数料の種別</th> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 25%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	申請者	手数料の種別	区分	手数料の額				
申請者	手数料の種別	区分	手数料の額														
申請者	手数料の種別	区分	手数料の額														

<p>1～11 略</p> <p>12 法第108条の2第1項の規定による講習を受ける者</p> <p>13 略</p> <p>備考 略</p> <p>3～6 略</p>	<p>講習手数料</p> <p>(15) 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習</p>	<p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習</p>
---	--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(警察本部交通企画課)